

「医科外来等感染症対策実施加算(5点)」4/1～算定可 —改定年度以外で初となる、薬価改定も実施—

今年度は診療報酬改定年度ではないものの、4月1日から初・再診料等に加算できる「医科外来等感染症対策実施加算(5点)」が新設。また薬価改定も実施される。既にご案内済の内容であるが、4月1日からの主な変更点を記載する。また、当会に寄せられる主な質問内容も併せて掲載する。

記

1. 初・再診料等に「医科外来等感染症対策実施加算(5点)」が算定可

4月1日から、全ての患者への感染防止策の観点から、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行った場合、初診料や再診料等に「医科外来等感染症対策実施加算(5点)」が算定できる(算定期限は9月診療分まで)。

ただし、①電話再診時には算定不可、②再診料と在宅患者訪問看護・指導料を算定した場合はいずれか1回のみ等、併算定における注意点もあるのでご留意いただきたい。

(請求コード)⇒初診料:111014070、再診料・外来診療料:112024070、医学管理等:113033370、在宅医療:114051070、精神科訪問看護・指導料:180064870

【当会に寄せられた質問】

Q:「医科外来等感染症対策実施加算」は、発熱患者のみに算定できるのか。

A:発熱患者に限らず、全ての患者に対して、受診の都度算定できる。

Q:「乳幼児感染予防策加算」や、「院内トリアージ実施料」との併算定は可能か。

A:要件を満たせば、併せて算定できる。

Q:当院は内科や小児科を標榜していないが、算定はできるのか。また患者同意は必要か。

A:診療科を問わず、算定できる。また算定にあたり、患者同意要件は示されていない。

Q:「医科外来等感染症対策実施加算」を算定する場合、新たに届出は必要か。

A:届出は必要ない。

Q:「新型コロナウイルス感染症診療の手引き等を参考に、感染防止等に留意した対応」とは何か。

A:感染防止等に留意した対応の例として、①状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮した診療等、②当該感染症の感染予防策に関する職員への周知、③病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討、が示されているが、既に医療機関で対応済の感染対策であると想定され、新たな感染症対策を求めた内容ではないと思われる。

【2. 薬価改定の実施】

4月1日以降の薬価は、厚労省ホームページ内の「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について(令和3年4月1日適用)」に掲載されているので、ご確認いただきたい。

★上記、1、2に対応した「院内掲示ポスター」を、ご活用ください★

当会では、4月1日以降における診療報酬の一部変更に伴う「院内掲示ポスター」を作成し当会HP内に掲載している。患者さんへのご説明等で、活用いただきたい(掲示義務ではありません)。

【当会HPへのアクセス方法】

①「神奈川県保険医協会」を検索 ⇒ ②右上の「会員ページ」をクリック ⇒ ③ユーザー名(*****)、パスワード(****)を入力 ⇒ ④「新着情報」の「院内掲示用の各種ポスター(ダウンロードできます)」をクリック ⇒ ⑤[NEW]・「医科:「医科外来等感染症対策実施加算」院内掲示用ポスター」をクリック・印刷(ワードファイルは、アレンジできます)

※ご利用にあたっては、2枚目の「ご利用の留意点」をご一読ください。